

許認可等名称	砂利採取計画の認可
法令等名称	砂利採取法
目的等	砂利の採取に伴う災害を防止し、砂利採取業の健全な発達を図る。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	<p>【規制行為】</p> <p>1 業の規制「登録制度」 砂利採取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。(法3)</p> <p>2 行為の規制「採取計画の認可」 1の登録を受けた者が砂利の採取を行おうとするときは、砂利採取場ごとに採取計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。(法16)</p> <p>【認可の基準】 当該申請に係る採取計画に基づいて行う砂利の採取が、他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するときは認可をしてはならない。(法19)</p>
権限	採取場が河川区域等にあるときは河川管理者、それ以外の区域では知事〔一部地域振興局長に委任〕
手続	<p>【手続の種類】認可</p> <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[受付窓口] B -- 意見照会 --> C[警 労 教 市 察 働 育 町 署 基 委 村 長 準 員 長 監 会 督 委 員 署 員 長] C -- 回答 --> B B -- 認可 --> A </pre> <p>県地域機関…地域振興局地域整備部 地区振興事務所(津川)</p>
	【標準処理日数】定めなし
留意事項	
備考	<p>「砂利」…砂、砂利及び玉石をいう。(法2)</p> <p>・平成27年4月1日より、新潟市の区域内については新潟市へ一部権限移譲。</p>

許認可等名称	岩石採取計画の認可
法令等名称	採石法
目的等	岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石採取事業の健全な発達を図る。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	<p>【規制行為】</p> <p>1 業の規制「登録制度」 採石業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。(法32)</p> <p>2 行為の規制「採取計画の認可」 1の登録を受けた者が岩石の採取を行おうとするときは、岩石採取場ごとに採取計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。(法33)</p> <p>【認可の基準】 当該申請に係る採取計画に基づいて行う岩石の採取が、他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するときは認可をしてはならない。(法33の4)</p>
権限	知事〔一部地域振興局長に委任〕
手続	<p>【手続の種類】認可</p> <p>県地域機関…地域振興局地域整備部 地区振興事務所(津川)</p>
	【標準処理日数】定めなし
留意事項	
備考	<p>「岩石」…花こう岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じや紋岩、結晶片岩、ペントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母、及びひる石をいう。(法2)</p> <p>・平成27年4月1日より、新潟市の区域内については新潟市へ一部権限移譲。</p>

許認可等名称	鉱業権設定の許可等
法令等名称	鉱業法
目的等	鉱物資源を合理的に開発することによって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	<p>【規制行為】 法定適用鉱物を掘採しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けて鉱業権を取得しなければならない。鉱業権とは、「登録を受けた一定の土地の区域(鉱区)において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利」をいう。(法5)</p> <p>1 鉱区及びその面積(法14) (1) 鉱区の境界は、直線で定め、地表の境界線の直下を限とする。 (2) 面積 ① 上限・・・350ha ② 下限・・・(i)15ha 石炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス (ii)1ha 石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土 (iii)3ha その他の鉱物(砂鉱を除く。)</p> <p>2 鉱区禁止区域(法15) 公害等調整委員会において、鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でないと認め、鉱物を指定して鉱業権の設定を禁止した地域(鉱区禁止地域)は、その鉱物については、鉱区とすることはできない。</p> <p>3 鉱業権の種類(法11) (1) 試掘権・・・主に探鉱を目的とするもの (2) 採掘権・・・鉱物の賦存が明らかで、掘採が経済的な価値があると認められたもの</p> <p>4 試掘権の存続期間(法18)※採掘権の存続期間についての定めはない。 (1) 登録の日から2年間(石油、可燃性天然ガスは4年) (2) 試掘権者の申請により、2回(一回ごとに2年)に限り延長できる。</p>
権限	経済産業大臣
手続	<p>【手続の種類】許可 試掘権・採掘権のいずれも同様の手続となる。(以下手続概略)</p> <p>※但し、許可処分を受けた日から30日以内に、登録免許税の納付がなければ、鉱業権発生の条件は成就しないものとして許可は失効となる。</p>
留意事項	特定鉱物(石油・可燃性天然ガス等)については、国による鉱区候補地(特定区域)の指定及び特定開発者の募集(法38)、申請者について、許可基準適合の審査、特定開発者の選定(法40)等の規定有
備考	「法定適用鉱物」・・・金、銀、銅、鉛、亜鉛、鉄、ニッケル、石炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、硫黄、石灰石など 41鉱種(法3)

許認可等名称	土採取計画の届出
法令等名称	土採取の適正化に関する条例
目的等	土の採取に伴う災害を防止し、生活環境の保全を図る。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	<p>【規制行為】 土採取業者が土の採取を行おうとするときは、土採取場ごとに採取計画を定め、都道府県知事に届け出なければならない。(条例4) 知事は、届出があった場合に、災害が発生するおそれがあると認めるとき又は生活環境を著しくそこなうおそれがあると認めるときは、採取計画の変更を勧告することができる。(条例7)</p> <p>【採取基準】 土採取業者は、規則に定める採取基準に従って土の採取を行わなければならない。(条例8)</p>
権限	知事〔一部地域振興局長に委任〕
手続	<p>【手続の種類】届出</p> <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[県地域機関] B -- 意見照会 --> C[警 署長 ・ 労働基準監督署長 ・ 教育委員会 ・ 市町村長] C -- 回答 --> B B -- 認可 --> A </pre> <p>県地域機関…地域振興局地域整備部 地区振興事務所(津川)</p>
	【標準処理日数】定めなし
留意事項	
備考	